

第12次労働災害防止推進計画の中間とりまとめ  
(平成25年～平成27年分)

小田原労働基準監督署

1 計画の目標

(1) 死亡災害

平成29年までに、小田原署管内の労働災害による死亡者数を、平成24年(以降、基準年という。)と比べて15%以上減少させる。また、単年度では死亡災害をゼロとする。

(2) 休業4日以上(以下「休業災害」という)

ア 全体目標

平成29年までに、小田原署管内の休業災害を、基準年と比べ15%以上減少させる。

イ 重点業種目標

(ア) 製造業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて15%以上減少させる。

特に、食料品製造業は、業種単独で15%以上の減少を目標とする。

(イ) 建設業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて15%以上減少させる。

(ウ) 陸上貨物運送業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて10%以上減少させる。

(エ) 小売業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて20%以上減少させる。

(オ) 社会福祉施設

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて10%以上減少させる。

(カ) 飲食店

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて20%以上減少させる。

以上の計画の目標をまとめると下表のとおりである。

	基準年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全体	340	326	316	306	296	289
製造業	48	※ 重点業種目標は、母数が少ないため、各年度ごとの数値目標の設定はない。				40
食料品製造業	17					14
建設業	54					45
陸上貨物運送業	27					24
小売業	35					28
社会福祉施設	27					24
飲食店	19					15

## 2 第12次防期間中の取組み状況

平成27年における全産業と各重点業種の労働災害発生状況と基準年との比較は、以下のとおりである。

	基準年	平成27年	(比件数)	増減率	平成29年(目標値)
全体	340	353	(+13)	+3.8%	289
製造業	48	41	(-7)	-14.6%	40
(食品品製造業)	17	14	(-3)	-17.6%	14
建設業	54	53	(-1)	-1.9%	45
陸上貨物運送業	27	32	(+5)	+18.5%	24
小売業	35	26	(-9)	-25.7%	28
社会福祉施設	27	17	(-10)	-37.0%	24
飲食店	19	19	(±0)	±0%	15

(単位 件)

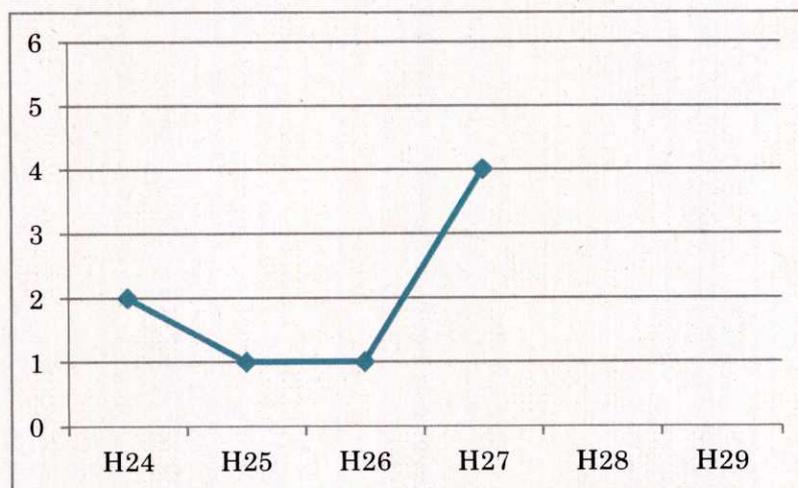
### (1) 全産業における死亡災害撲滅の取組み状況

平成27年の死亡災害は4件であり、第12次防の計画期間で最多件数であった。

なお、第12次防の最初の年度の平成25年(以降、初年度という。)以降、死亡災害は過去10年間で最小件数となる1件で推移したものの、第12次防の「単年度で死亡災害をゼロ」にするという目標の達成には至らなかった。

平成27年の4件の死亡災害を業種別でみると、建設業が2件、農業が1件、その他の事業が1件であり、事故の型別でみると、墜落・転落が3件、激突されが1件であった。

(図1 基準年以降の死亡災害の推移)



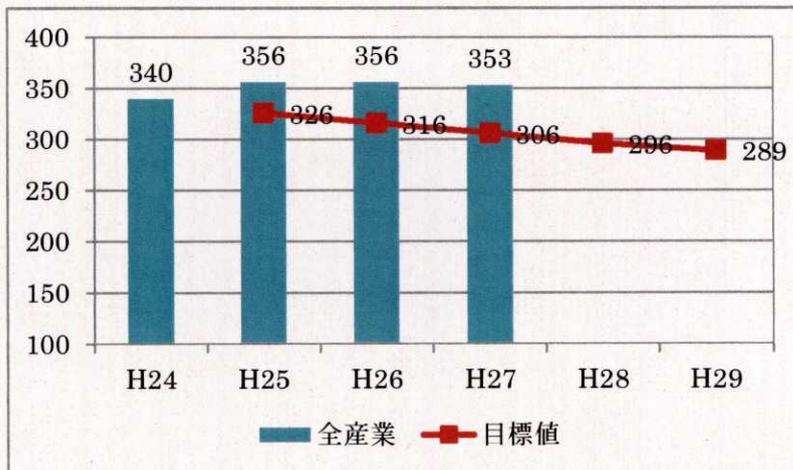
(単位 人)

(2) 全産業における休業災害の減少に向けた取組み状況

ア 全体目標

平成27年の休業4日以上労働災害は353件であり、前年比3件減少したものの、単年度の目標値を大幅に上回った。初年度以降、基準年の件数を上回る状況であり、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。

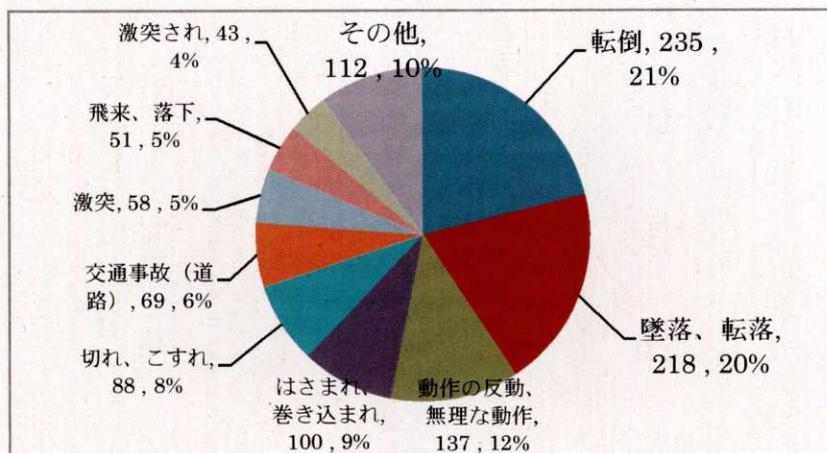
(図2 基準年以降の休業4日以上労働災害の推移)



(単位 人)

平成25年から平成27年までの1,111件の休業4日以上労働災害を事故の型別にみると、転倒が235件(21%)、次いで墜落、転落218件(20%)、動作の反動、無理な動作137件(12%)となり、この三つの事故の型で全体の過半数を占めた。

(図3 平成25年から平成27年までの労働災害の事故の型別状況)



(単位 人)

イ 重点業種別対策

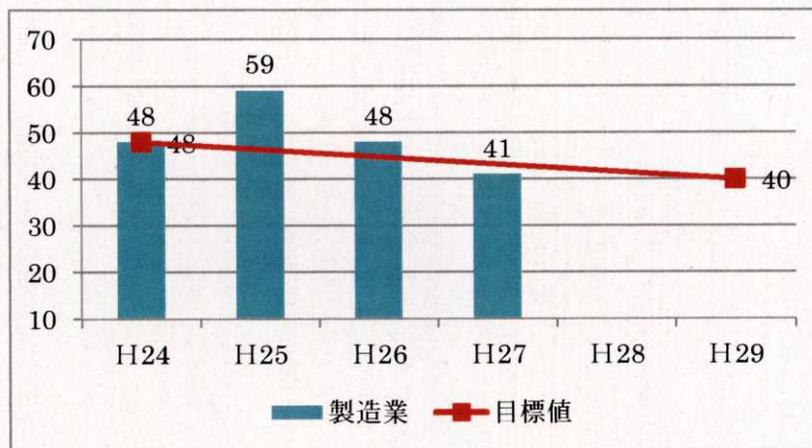
(ア) 製造業

a 製造業（全体）

平成 27 年の製造業（全体）の休業 4 日以上労働災害は 41 件であり、基準年の件数と最終年の目標値とを結んだ直線（以降、目標ラインという。）に到達し、最終年の目標達成が視野に入る状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 153 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、はさまれ・巻き込まれが 43 件（28%）、次いで転倒 32 件（21%）、墜落、転落 26 件（17%）の順であった。

（図 4 基準年以降の製造業における休業 4 日以上労働災害の推移）



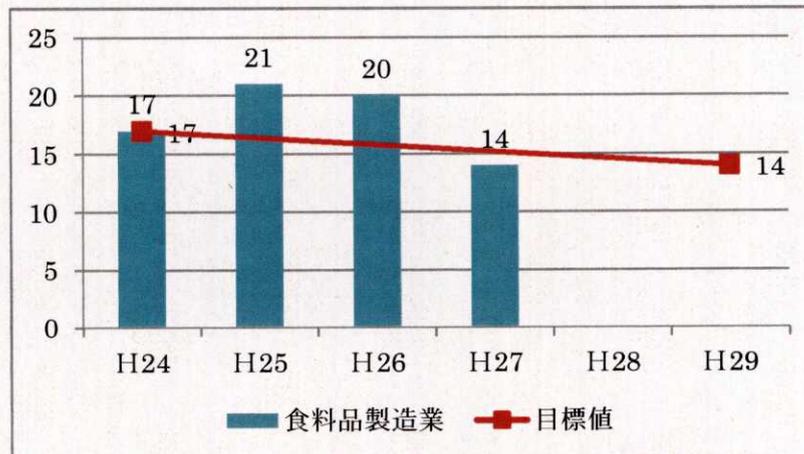
（単位 人）

b 食料品製造業

平成 27 年の食料品製造業の休業 4 日以上労働災害は 14 件であり、目標ラインに到達し、最終年の目標達成が視野に入る状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 57 件の労働災害を事故の型別にみると、転倒が最も多く 17 件（30%）、次いで墜落、転落 12 件（21%）、はさまれ、巻き込まれ 11 件（19%）の順であった。

（図 5 基準年以降の食料品製造業における休業 4 日以上労働災害の推移）



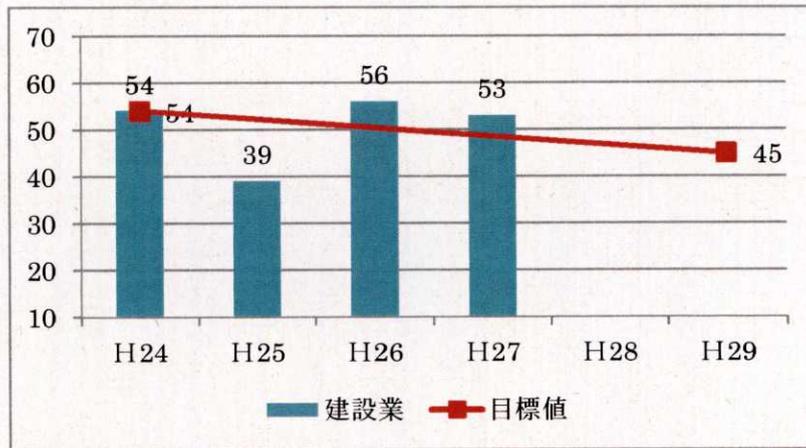
（単位 人）

(イ) 建設業

平成 27 年の建設業の休業 4 日以上労働災害は 53 件であり、2 年連続して目標ラインを上回っており、最終年の目標値の達成が危ぶまれる状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 159 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、墜落、転落が 59 件 (37%)、次いで切れ、こすれ 18 件 (11%)、転倒 17 件 (11%) の順であった。

(図 6 基準年以降の建設業における休業 4 日以上労働災害の推移)



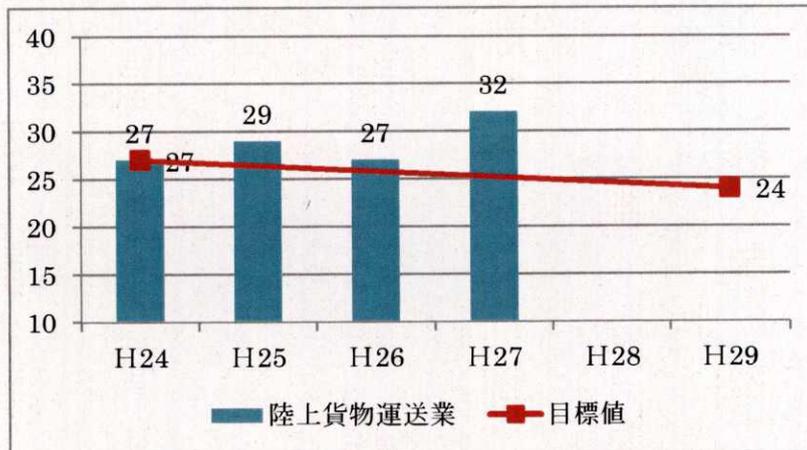
(単位 人)

(ウ) 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)

平成 27 年の陸上貨物運送事業の休業 4 日以上労働災害は 32 件であり、目標ラインを大幅に上回った。初年度以降基準年の件数を上回る状況であり、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 89 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、墜落、転落が 25 件 (28%)、次いで転倒 13 件 (15%)、激突 8 件 (9%)、落下 8 件 (9%) の順であった。

(図 7 基準年以降の陸上貨物運送業における休業 4 日以上労働災害の推移)



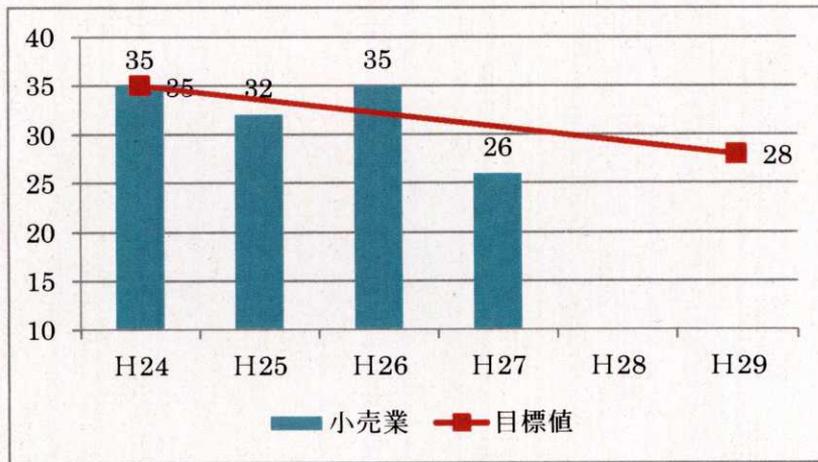
(単位 人)

(エ) 小売業

平成 27 年の小売業の休業 4 日以上労働災害は 26 件であり、目標ラインを下回っており、最終年の目標達成が視野に入る状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 96 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、転倒が 33 件 (34%)、次いで交通事故 (道路) 17 件 (18%)、墜落、転落 12 件 (13%) の順であった。

(図 8 基準年以降の小売業における休業 4 日以上労働災害の推移)



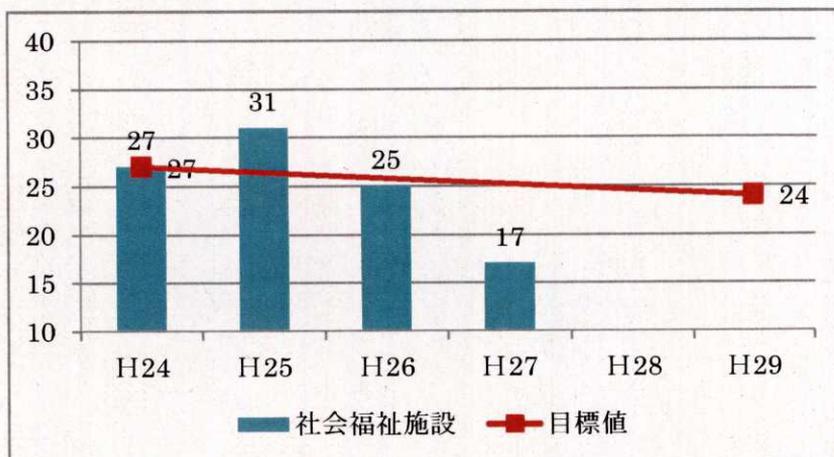
(単位 人)

(オ) 社会福祉施設

平成 27 年の社会福祉施設の休業 4 日以上労働災害は 17 件であり、目標ラインを大きく下回っており、最終年の目標達成が視野に入る状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 74 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、動作の反動、無理な動作が 29 件 (39%)、次いで転倒 16 件 (22%) の順であった。

(図 9 基準年以降の社会福祉施設における休業 4 日以上労働災害の推移)



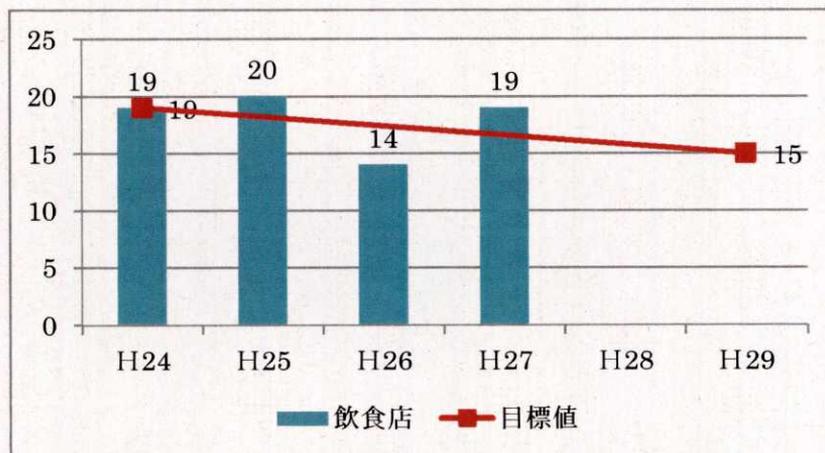
(単位 人)

#### (カ) 飲食店

平成 27 年の飲食店の休業 4 日以上労働災害は 19 件であり、目標ラインを上回った。初年度以降目標ライン付近で増減を繰り返しているが、平成 27 年が増加に転じたことから、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。

なお、平成 25 年から平成 27 年までの 55 件の休業 4 日以上労働災害を事故の型別にみると、高温・低温の物との接触が 16 件 (29%)、次いで転倒 12 件 (22%)、切れ、こすれ 11 件 (20%) の順であった。

(図 10 基準年以降の飲食店における休業 4 日以上労働災害の推移)



(単位 人)

### 4 健康確保・職業性疾病対策

#### (1) メンタルヘルス対策

(第 12 次防の計画の目標)

- ・規模 50 人から 299 人の事業場を中心とした「心の健康づくり計画」の策定の推進
- ・メンタルヘルス対策支援センターの利用促進

定期監督又は個別指導において指導を行なった結果、平成 28 年 4 月 27 日現在、規模 50 人から 299 人の事業場において、「心の健康づくり計画」を策定する事業場が 105 件に至った。当該規模の策定率は、29% (105/359) である。

なお、メンタルヘルス対策支援センターの利用推進については、平成 26 年に当該事業の見直しがあり、メンタルヘルス事業が神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにそれぞれ移管されたことから、定期監督又は個別指導において、これら機関の利用勧奨を行なっている。

ちなみに、当署管内に設置された県西地域産業保健センターの利用状況については、平成 27 年度に相談者が 1,501 件 (神奈川県内第 5 位)、新規登録が 40 事業場 (神奈川県内第 4 位) であり、当該機関の利用促進が図られた。

(表1 当署管内の業種別の心の健康づくり計画の策定状況)

業種	事業場数	策定数	策定率
製造業	87	41	47%
建設業	2	0	0%
運輸交通業	32	12	38%
貨物取扱業	7	3	43%
商業	53	16	30%
金融・広告業	7	0	0%
通信業	4	3	75%
教育・研究業	22	10	45%
保健・衛生業	58	10	17%
接客娯楽業	43	3	7%
清掃・と畜業	13	3	23%
官公署	6	0	0%
その他の事業	25	4	16%
合計	359	105	29%

(2) 過重労働による健康障害防止対策

(第12次防の計画の目標)

- ・時間外労働協定の適正化、労働時間の設定改善の取り組みの推進による長時間労働の抑制
- ・労働時間の適正な把握及び健康管理の徹底
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の促進

平成27年度に受理した3,708件の時間外労働・休日労働に関する労使協定届のうち、月間80時間を超える時間外労働を可能とするものが159件認められたが、これらすべてに自主点検を実施し、長時間労働及び健康管理に問題が認められる事業場を対象として監督指導を実施した。

(3) 化学物質対策

(第12次防の計画の目標)

- ・GHSに基づく危険有害性の表示、SDSの交付制度の普及促進
- ・化学物質に対するリスクアセスメントの実施推進
- ・作業環境管理の徹底及び改善

化学物質に起因する傷病は、平成27年に1件発生したのみである。

化学物質による健康障害防止対策については、平成26年以降、化学物質4箇年計画を策定し、中期的な取り組みを行なっている。

#### (4) 腰痛予防対策

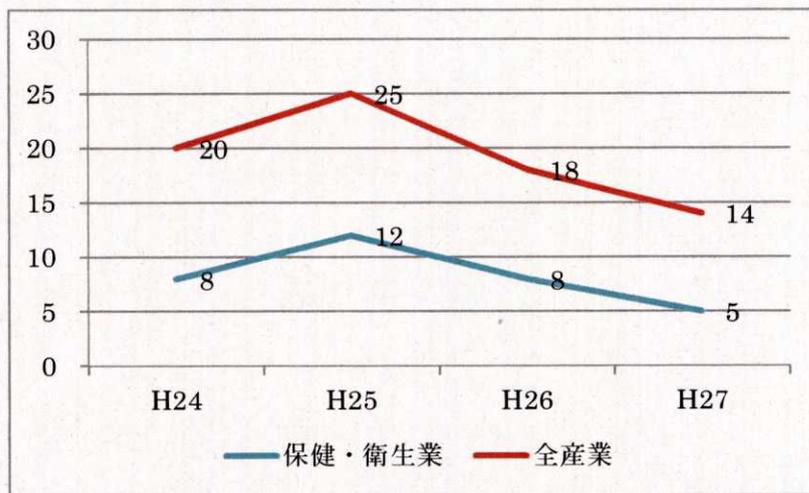
(第12次防の計画の目標)

- ・作業方法の改善指導
- ・腰痛予防教育の徹底
- ・職場における腰痛予防対策指針の周知啓発

負傷による腰痛の件数は、基準年(平成24年)が20件であったのに対し、平成25年が25件、平成26年が18件、平成27年が14件と減少傾向にある。

業種別の内訳は、保健衛生業(特に社会福祉施設)が全体の4割前後を占めた。

(図11 基準年以降の負傷による腰痛の推移)



(単位 人)

#### (5) 熱中症対策

(第12次防の計画の目標)

- ・WBGT値の活用による作業環境管理、作業管理の指導
- ・労働者の体調管理等の指導
- ・夏季及び高温高湿の作業場所における早期警戒、適切な水分補給及び休憩の付与による予防対策の徹底

熱中症による休業4日以上労働災害は、平成25年に2件、平成26年に1件、平成27年に2件発生した。業種別の内訳は、建設業が2件、警備業が2件(内建設現場警備が1件)、陸上貨物運送事業が1件であり、発生時期は、7月から8月に集中した。

#### (6) 粉じん障害防止対策

(第12次防の計画の目標)

- ・第8次粉じん障害防止対策に基づく事業場に対する指導、周知啓発
- 第8次粉じん障害防止総合対策に基づき進めている。

(7) 受動喫煙防止対策

(第12次防の計画の目標)

- ・支援制度の周知啓発

職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく受動喫煙防止対策及び助成金制度の周知及び啓発を行なった。